

情報漏えいに関する調査特別委員会 中間報告(抜粋)②

情報漏洩に関する調査特別委員会におけるこれまでの調査経過については、3月定例会で中間報告を行い、第7回委員会の調査経過の概要まで報告していますので、4月4日に開催された第8回委員会から現在まで5回にわたって調査を行った概要について、中間報告します。

あつたかなど、再尋問を求める意見が出されました。

第9回(4月11日)

市長、副市長、人事秘書課長に出席を求め、人事秘書課が実施した情報漏洩に関する内部調査のあり方や、職員からの公益通報に対する市の認識などを中心に尋問を行いました。

人事秘書課長に対する尋問

質 内部調査報告書に対して、何らかの指摘があつたか。

答 人事秘書課が取りまとめた調査概要の中で、問題資料のFAXで、問題資料のFAX送信を指示した者の確認に関して、CATV担当係長の回答では財政課長からの指示と記載していた部分について、副市長から、この部分は管財係長宛ての文書であると、持っている書類を見せられた。日付は、はっきり覚えていないが、起案文書の1枚目と2枚目、そして契約締結伺の3枚であり、FAX送信履歴にも3枚とあつたので、問題となつている資料だと思つた。その書類は議員から受け取つたと聞いた。

副市長に対する尋問

質 人事秘書課長からは、内部調査報告書に対して、副市長から指摘を受けたという証言があつたが、どのような指摘をされたのか。

答 内部調査報告書を見たときに、財政課長という部分であつたので、私が議員から聞いた範囲では、FAXの宛て先は管財係長ということだよと言つた。

質 指摘した内容は、議員から聞いたということであるが、その資料は持つているのか。

その資料は平成23年12月14日にFAX送信された資料なのか。

答 資料は持つている。一般質問の中で、秘密漏洩ということが言われ、何の文書か分からなかつたので、議員に相談して、その文書をお願いした。

市長に対する尋問

質 内部調査の指示及びその内容は。

答 12月議会が終了した20日前後に、人事秘書課長に対して、公務員としての守秘義務違反という立場から調査するように指示した。内部調査をするにあたり、副市長とは協議していない。

宛て先は管財係長ということだよと言つた。

質 指摘した内容は、議員から聞いたということであるが、その資料は持つているのか。

その資料は平成23年12月14日にFAX送信された資料なのか。

答 資料は持つている。一般質問の中で、秘密漏洩ということが言われ、何の文書か分からなかつたので、議員に相談して、その文書をお願いした。

市長に対する尋問

質 内部調査の指示及びその内容は。

答 12月議会が終了した20日前後に、人事秘書課長に対して、公務員としての守秘義務違反という立場から調査するように指示した。内部調査をするにあたり、副市長とは協議していない。

質 前回の証言では、内部調査を終了したと証言されているが、なぜそういう判断をしたのか。

答 市が行う調査には限度があり、本人が否定しているで、それ以上調査を続けることはできないので、内部調査は終了したと認識している。

次に、顧問弁護士から、今回の事案が公益通報者保護法に該当するかについては、「通報が外部通報として認められるための通報対象事実が生じていると信ずるに足りる相当の理由の要件を欠き、また、通報先が地方議員であつたことから、外部通報先として不適法であるため、公益通報者保護法の適用を欠く」と思料する」という見解をいただいている旨の報告がありました。

証言内容の間で矛盾が生じている点を中心に再尋問を行いました。

関係議員に対する尋問

質 前回の証人尋問で、情報漏洩したとされる資料を誰かに見せたこととはないと記憶している。さらに、市長、副市長あるいは職員と、今回の情報漏洩の件について協議したことはない」と記憶していると、なぜ証言されたのか。

答 誰かという定義は、第三者と思っている。副市長は、嘉麻市においては市長に次ぐ方であり、当然この入札結果については知っている者、当事者と思つている。だから、第三者には渡したことがない、また見せたことがないという意味で証言した。

質 原本の資料は、今手元に持つているのか。

答 副市長に渡した資料は手元にあるが、公益通報者が特定される可能性があるので、資料提供はできないと前

第8回(4月4日)

これまでの証言を踏まえ、今後どのように調査を進めるかについて協議を行いました。

全容を解明するため、

人事秘書課が実施した

内部調査のあり方、地方公務員法や公益通報者保護法の観点についてはどのような認識で

あつたかなど、再尋問を求める意見が出されました。

第9回(4月11日)

市長、副市長、人事秘書課長に出席を求め、人事秘書課が実施した情報漏洩に関する内部調査のあり方や、職員からの公益通報に対する市の認識などを中心に尋問を行いました。

人事秘書課長に対する尋問

質 内部調査報告書に対して、何らかの指摘があつたか。

答 人事秘書課が取りまとめた調査概要の中で、問題資料のFAXで、問題資料のFAX送信を指示した者の確認に関して、CATV担当係長の回答では財政課長からの指示と記載していた部分について、副市長から、この部分は管財係長宛ての文書であると、持っている書類を見せられた。日付は、はっきり覚えていないが、起案文書の1枚目と2枚目、そして契約締結伺の3枚であり、FAX送信履歴にも3枚とあつたので、問題となつている資料だと思つた。その書類は議員から受け取つたと聞いた。

回申し上げたと思う。
質 嘉麻警察署へ告発の相談に誰と行かれたのか。

答 証言できかねる。

第11回 (5月17日)

副市長、元ケーブルテレビ担当参事に出頭を求め、再尋問を行いました。

副市長には、これまでの証言内容で矛盾が生じている点を中心に、また、元ケーブルテレビ担当参事には、嘉麻警察署における事情聴取の内容に関して尋問を行いました。

副市長に対する尋問

質 第9回委員会では、議員に相談して、資料を受け取った時期も明確に証言され、後日、その資料も委員会に提出されているのに、第5回委員会では、資料は確認したけれども、その資料は持っていない、見ていないとなぜ証言されたのか。

答 設計金額が入った

部分が問題になっていると認識しているので、議員から受け取った資料では、設計金額の部分が黒く塗り潰されていたので、設計金額が明記された漏洩した資料は見えていないということでは証言した。

質 第5回委員会での証言と第9回委員会での証言に、食い違いがあったことは認められるのか。

答 私が、尋問に対する誤解もあったかと思うが、確かに間違っていたと思う。

元ケーブルテレビ担当参事に対する尋問

質 事情聴取の中で、議員が誰と一緒に告発の相談に来られたということは聞かれたか。

答 何人かは知らないが、別の議員も同席されていたと聞いた。

次に、これまでの証言内容の矛盾点に対する顧問弁護士の見解について報告がありました。

1点目は、関係議員は「公益通報者保護法の趣旨にのっとり、情報提供者の氏名を公表することはできないし、また、特定されるような情報も一切証言できない」と証言していることに関し、地方議員である関係議員に対する情報提供は、公益通報者保護法の外部通報の要件に欠けるものであり、証言拒絶権が認められる場合に該当しない。したがって、関係議員は、地方自治法第100条第3項の「正当の理由がないのに証言を拒んだ」との規定に該当すると思料する。

2点目は、関係議員に記録の提出を求め、7点の書類が提出されたが、問題となっている「平成23年12月14日

付でFAX送信された資料」は提出されていない。第10回委員会でのその問題となっている資料を所持していることを認めているにも関わらず、議会には提出していないことについて、地方自治法第100条第3項の「正当の理由がないのに記録を提出しない」という規定に該当すると思料する。

3点目は、関係議員は、問題の資料を副市長に見せ、渡していたことを認識しているが、「誰にも見せておらず、渡していない」と証言したのは、地方自治法第100条第7項の「虚偽の陳述をしたとき」に該当し、同条第9項の規定により、告発しなくてはならないが、第9回での証言は、「自白」に該当すると考えられ、告発は、議会の判断に委ねられる。

4点目は、関係議員にアドバイスした弁護士及び警察官を証人として出頭要請できるかに関しては、何人に対しても、その出頭及び証言を請求することができる。

5点目は、副市長は、第5回委員会での「問題の資料を受け取ったことも、見たこともない」と証言しているが、第9回委員会での「資料をもらった」と相反する証言をしたことに関しては、地方自治法第100条第7項の「虚偽の陳述をしたとき」に該当し、同条第9項の規定により、告発しなくてはならないが、第9回での証言は、「自白」に該当すると考えられ、告発は、議会の判断に委ねられる。

第5回委員会での「問題の資料を受け取ったことも、見たこともない」と証言しているが、第9回委員会での「資料をもらった」と相反する証言をしたことに関しては、地方自治法第100条第7項の「虚偽の陳述をしたとき」に該当し、同条第9項の規定により、告発しなくてはならないが、第9回での証言は、「自白」に該当すると考えられ、告発は、議会の判断に委ねられる。

第9回での証言は、「自白」に該当すると考えられ、告発は、議会の判断に委ねられる。

告発の相談に同席した議員、財政課長に出頭を求め、嘉麻警察署へ告発の相談に行った経緯及び問題資料の受け取りについて尋問を行い、財政課長には、情報漏洩したとされる資料の取り扱いについて

の再尋問と、再発防止の観点から、今後の対応策について尋問を行いました。

今後は…

地方自治法第100条に基づく強力な調査権が委任された特別委員会であるにもかかわらず、証言拒否、正当な理由なく記録を提出しない、虚偽の陳述と認められる証言がありました。

本来の調査目的とはかけ離れた告発の検討をする必要がありませんが、顧問弁護士に法的な見解を確認しながら、今後も精力的且つ詳細にわたり調査を続行し、再発防止の観点から、情報漏洩に関する全容の解明及び市の対応について、鋭意調査を進める予定です。

※議会だより第28号16ページに1回目の中間報告を掲載しています。

